

十津川村産業振興促進計画

令和2年4月1日

奈良県十津川村

1 計画策定の趣旨

(1) 十津川村の概要

① 位置・地勢

本村の位置は、紀伊半島の中央部にある。奈良県の南端に位置しており、村の南部は和歌山県と三重県に接している。面積は、琵琶湖に匹敵する 672.38 km²で日本一大きな村である。この広い地域に 55 大字が存在し、一市町村と同規模の面積を有する大字も少なくない。

村の中央を南に貫流する熊野川は、起伏の激しい山々の間に V 字型の渓流をなして蛇行し熊野灘に注いでおり、これに沿って国道 168 号が走っている。五條市へは、村の中心である小原から直線距離で 40 km、道路距離 64 km、県政の中心である奈良市へは直線距離で 80 km、道路距離 106 km である。

② 人口

本村の人口は、大正から昭和初期までおおよそ 1 万 2 千人で推移してきたが、昭和 35 年の 15,588 人（昭和 35 年国勢調査）をピークに減少の一途をたどっており、令和元年には 3,250 人（令和元年 4 月 1 日現在）（村民基本台帳）となっている。

この人口減少の原因は、若年層・高齢者層の村外転出による『社会減』、高齢者の死亡数の増加と新生児の出生数の低下による『自然減』の二つに大別される。現状のペースで人口減少が続くと、2040 年には村の人口が 2,000 人を下回るおそれ（国立社会保障・人口問題研究所推計）もあり、産業の衰退という面から見ても人口減少問題の克服は村の喫緊の課題となっている。

③ 産業

農林水産業の中では、林業が古くから本村の基幹産業として栄えており、農業・漁業においては、地勢的理由等から産業として発展しにくい状況であった。

製造業は、十津川産の食材を利用した加工食品の製造、切り出された材木の各種加工がその多くを占めている。村ではこれらの製造品の一部を優良特産品として指定することで、村の特産品産業の振興を図っている。

観光業は、長い歴史を誇る玉置神社や世界遺産に登録された『熊野参詣道小辺路』と大

峯奥駆道』、生活用鉄線吊橋としては日本一の長さを持つ谷瀬の吊り橋、日本で最初に源泉かけ流し宣言を行った十津川温泉郷や山村の原風景を残す果無集落など、観光客にアピールできる観光資源を豊富に有している。

宿泊業は、民宿等が村内各所に点在しているほか、温泉地として名を馳せる湯泉地温泉や上湯温泉、十津川温泉地域には旅館や民宿が数多く存在し賑わいを見せてている。

④ 労働力・雇用の動向

就業者数は、総人口及び生産年齢人口の減少と相まって年々減少傾向にある。しかし、林業の6次産業化に注力し始めたことにより、第1次産業における就業人口比率は増加の兆しがみられる。平成27年国勢調査における産業大分類別の労働人口では、第1次産業が105人、第2次産業が298人、第3次産業が1,012人となっており、それぞれの割合は第1次産業が7.4%、第2次産業が21.1%、第3次産業が71.5%となっている。

産業分類における就業人口数を比べると、第1位が建設業の265人、第2位が医療・福祉産業の196人、第3位が宿泊・サービス業の157人となっている。村が基幹産業として位置付けている林業は、そこから大きく数を減らし僅か71人である。しかし、第1次産業における労働人口の変遷をみると、農業と林業は減少しているが、漁業は2人から4人と増加している。

このような状況の中で、本村の産業各分野が持続的に発展していくためには、経済活動を活発化させ、雇用を確保することが必要であり、そのためには、基幹産業である林業をはじめとし、製造業、食品関連産業、観光業の更なる振興を図ることが重要である。

このため、平成27年に本村の産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自立的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成27年施行の改正半島振興法（半島振興法（昭和60年法律第63号。以下「法」という。））第9条の2第1項の規定に基づき、産業振興促進計画を策定したところ、同計画の期限到来にすることに伴い、新たに計画を作成するものである。

（2）前計画の評価

村が平成28年に認定された、十津川村産業振興促進計画（平成28年度～平成31年度。）の期間における目標及び達成状況は次のとおりである。

業種	目標		達成状況	
	新規設備投資数 (件)	新規雇用者数 (人)	新規設備投資数 (件)	新規雇用者数 (人)

製造業	2	6	0	2
旅館業	2	6	0	0
情報サービス業等	2	6	0	3
農林水産物販売業	4	12	0	0

※件数、人数は租税特別措置を適用した数値

製造業においては、林業の6次産業化の推進により木材・木製品製造業で新規雇用者の増加につながっている。また、村内の光通信網の充実やインターネット需要の高まりにより、情報サービス業等の雇用者も増加している。

しかし、他業種については新規雇用者数の増加には至っておらず、企業誘致も進んでいないため、今後更なる税制優遇措置等の周知を徹底し、関係機関との連携強化を図る。

2 計画の対象とする地区

本計画の対象とする地区は、十津川村の全域とする。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとする。

4 産業の振興の基本的方針

(1) 村の産業の現状

ア 地域の特色

① 地域産業の状況

本村では、古くよりその豊富な森林資源を活かした林業が基幹産業として栄えていた。しかし、海外の安価な材木の流入による材価の低迷や作業員の高齢化、後継者不足により、現在は厳しい状況に置かれている。また、森林資源自体に価値があることに変わりはなく、路網整備や高性能林業機械の導入による低コスト化や、産直住宅、公共建築物への活用、木工家具の取り組みによる2次・3次産業の振興などを推進する林業の6次産業化により、徐々に回復の兆しがみられる。

農業は、十津川村の急峻な地形から大規模な生産が行えず、自給目的の農業が大半である。一方、きのこ類の生産は盛んで、シメジ、ナメコ、エリンギ、シイタケの生産が積極的に行われている。

水産業は、その清廉な水質を活かした鮎やアマゴの養殖が中心となっている。ダムを有する本村では天然遡上がないので、漁業組合において年間約3,280kgの稚魚を放流している。これらは釣り魚としての観光資源だけでなく、養殖魚として地元に卸すことで重要な収入源となっている。

② 道路・交通状況

本村の道路は、村の中央部を南北に縦貫する村の生命線である国道168号をはじめ、国道4路線、県道3路線、それに村道、農道、林道が支線上に分岐して道路網を構成している。しかし、広大な面積のうえ人家が点在しているため、整備は進めているものの十分な機能をはたしていないのが現状である。また、急峻な地形のためすべての道路が狭隘で屈曲しており、通行上多くの支障がある。

このため、国道168号については地域高規格道路「五條新宮道路」として整備が進められている。令和元年9月には「一般国道168号十津川道路」（大字折立から大字平谷区間）が開通したが、まだまだ大部分の支線が行き止まり道路であり、救急活動や村営バスの運営等に支障をきたしている。

公共交通機関においては、国道168号を奈良交通株式会社が路線バスを運行している。橿原市の大和八木駅から和歌山県新宮市の新宮駅までを路線とする八木新宮線を運行しており、全長166.9km、停留所の数は167、高速道路を使わない路線では日本一の走行距離を持つ路線バスであり、それを特色としたPRが行われている。

それ以外の細部にわたる県道・村道では村営バスが運行されており、自動車を運転することができない高齢者の貴重な移動手段となっている。しかし、人口減少などの問題から利用者数の低下が著しく、不採算性が深刻化している。

近年では、デマンド型乗合タクシーを導入し、地域住民の多様なニーズにきめ細かく対応する取り組みが進行している。

③ 地域資源の現況

本村は、豊かな自然環境と歴史に富み玉置神社を中心とした大峯奥駈道や熊野古道小辺路は、紀伊山地の山岳信仰の象徴として古くから知られている。村北部は、生活用鉄線吊橋としては日本最長の「谷瀬の吊り橋」があり、橋を渡る際のスリルと大きく開けた眺望は多くの観光客に人気である。また、村南部は、果無地区が「にほんの里100選」に選ばれており、昔ながらの山村集落の原風景と山の豊かな景観が楽しめる。

この他にも、十津川村は3つの温泉地を有しており村中心部の「湯泉地温泉」、南部の「十津川温泉」・「上湯温泉」はそれぞれ効能が異なり、その豊富な湯量と高い効能により観光客からも高い人気を博している。平成16年には新たな観光PRとして全国に先駆け「源泉かけ流し宣言」を行い、知名度を大きく広げている。

イ 近年における産業の動向

半島振興関連施策として、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく「特定地域における工業用機械等の割増償却」及び半島振興法に基づく「地方税の不均一課税に伴う措置」の適用対象業種とされている各業種の近年における動向は、以下のとおりである。

① 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

農業の従事者数は、地勢的観点からも農業に適しているとは言い難く、長らく従事者数は減少を続けている。

林業の従事者数も、農業の従事者数と同じく減少を続けていたが、平成22年における国勢調査では117人という結果が出ており、平成17年の88人から一時回復したように思われたが、平成27年には71人と減少している。本村では林業の6次産業化を推進しており、今後の従事者数の増加が期待される。

漁業の従事者数は、かねてより低い水準で推移を続けている。平成22年の国勢調査からは常に5人以下の状況が続いている。平成27年における従事者数が4人であることからも、後継者の確保の必要性が考えられる。

農林水産物等販売業は、道の駅十津川郷における特産品販売や、自営業者による個人商店、農産物直売所、無人販売所が中心となっている。取り扱われる商品は村産材を利用した木工芸品や農産物、法事に用いられる櫛や水産物の加工品であるが、販売所では農産物が主な商品として扱われることが多い。

しかし、上記にも述べた地勢的な面からも生産数は少なく、村全体の中で大きな事業となっていないのが現状である。今後は、地方創生に向けて1次産業だけでなく、2次、3次産業にも力を注ぐことが村内事業の安定化を図るうえで重要となってくる。

② 商工業(製造業を含む)

製造業の事業所数は、平成24年度まで増加傾向にあったものの、一転して平成25年度からは減少傾向に移っている。その製造業についても、森林資源を活用した住宅建材等の製造や、野菜等の加工による食品の製造が大半を占めている。

また、工業統計調査と十津川村商工会が調査した事業所数との間に大きな開きがある。これは工業統計調査が従事者4人以上の事業所を対象に調査をした結果が関係していると考えられ、十津川村内の事業所が3人以下の従事者で構成されているところが多いと捉えることができ、更なる事業所の減少が危ぶまれる。

③ 観光(旅館業を含む)

観光入込客数は、平成27・28年度は増加傾向にあったものの、平成29年度からは減少傾向に移っている。また、宿泊客数も同様に平成27年度まで増加傾向にあつたものの、平成28年度からは徐々に減少傾向に移っている。

④ 情報通信業(情報サービス業等)

情報サービス業等は、少数ながらも存在している状況であるが、事業所数・従事者数ともに少数である。従事者数は、平成21年度は7人に対し、平成27年度は4人と

減少している。

(2) 村の産業振興を図るうえでの課題

ア 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

林業は、村の96%に及ぶ豊富な森林資源を活用し、雇用の創出や所得を確保する産業振興が求められているものの、木材価格の低迷により森林所有者の意欲が低下し林業の循環のサイクルが滞っている。非常に急峻な地形であることや路網密度が低いため、作業道の開設や地形に適した林業機械の導入などによる効率的な林業経営のための環境整備は急務である。また、就労者の平均年齢の高齢化が見られ、若者を対象とした新たな雇用の創出が急務である。

農業は、村内の急峻な地形からそもそもその生産数が少なく、その多くが自給的用途として生産されているため、事業に発展させにくい問題がある。しかし、少ないながらも旅館に卸されている十津川産野菜の評判は概ね好評であり、地方創生の機運も相まって、地産地消の新たなる事業の展開が求められる。

水産業は、稚魚を川に放流し釣り用として釣り人に人気を博しているが、山腹崩壊に伴う土砂の堆積や、土砂災害の復旧工事等による水質の汚濁から釣りに適した場所が減少しつつある。また、水産業への従事者も少ないとから後継者の確保・育成が必要である。

農林水産物等販売業については、村内特産物の販売を促進するためにも特産品販売事業の展開を希望する事業者、地域団体に向けた行政の支援が必要になってくる。また、村内には高齢化によって閉店をよぎなくされる個人商店も存在し、人材・後継者不足が深刻な事態となっている。こうした事業者に対しても、後継者探しや育成の支援を行っていく必要がある。

イ 商工業(製造業を含む)

製造業は、地元で育成した食べ物を利用した食品加工物、村産材を利用した木材製品を中心であり、工業製品の製造は行われていない。優良特産推奨品審査会を開催し、村内で制作された特産品を推奨品として登録し、地場製造業の振興を図っている。

従業者数は、平成22年から平成24年までは増加の傾向にあるが、平成25年度からは一転して減少傾向に陥っている。これらも高齢化・後継者不足の影響が考えられ、村内における製造業はこれからも減少を続けていくことが考えられる。

ウ 観光(旅館業を含む)

本村は自然環境や文化資源に恵まれているが、観光客数は伸び悩んでいる現状である。これは本村の観光資源が点在して、周遊が難しいからと考える。

平成27年1月から平成29年3月までは、奈良県が奈良交通八木新宮線の利用者を対象としたバス料金のキャッシュバックキャンペーンを行うことにより、入込客数としては

増加傾向であったが、本キャンペーンが終了した後は減少した。このような状況の中、今後も継続して観光客をひきつけることができる魅力的な環境整備が急務である。

また、近年訪日外国人観光客数が増加していることにも着目し、日本の原風景と心の癒しを押し出した外国人向けの情報発信を拡充させる必要がある。

エ 情報通信業(情報サービス業等)

本村における当該業種の立地実績は、平成24年時点で事業所が2箇所、従事者が5人と極めて少数で成り立っている状況である。しかし、紀伊半島大水害発生時に情報網が寸断された経緯も踏まえ、更なる強固な情報網の構築と事業所数の拡充促進は必要不可欠である。

また新たな産業の勃興、企業誘致を図る上でもインターネット環境の整備は重要であることから、本村の特性に合致する働き方の一つとして、クラウドソーシングやサテライトオフィス等の活用について検討していく。

5 産業振興の対象とする事業が属する業種

計画策定の趣旨及び目的に鑑み、次に掲げる業種を対象とする。

- (1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）
- (2) 商工業（製造業を含む）
- (3) 観光（旅館業を含む）
- (4) 情報通信業（情報サービス業等）

6 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担

5章で対象とした業種の活性化に向けて、各主体が連携して実施する取り組みは以下のとおりとする。

(1) 十津川村

本村では、地域ブランドや村のトータルイメージの確立、情報通信基盤の整備推進、地域産業の後継者の育成、空き家バンク等による移住・定住者の促進等、下記の取り組みを行い産業振興の発展につなげていく。

①本村全域が半島振興対策実施地域になっており、対象業種の設備投資に対する地方税を軽減し、事業の継続、拡大を支援する。また、半島振興法による租税特別措置の活用の促進や村のホームページや広報誌を通じて、半島税制に関する記事を掲載し周知啓発を行い、商工会と連携した事業者向けの説明会を開催することで事業の経営の安定化を図る。

②村内で新たに起業される方や新規事業者、既事業者の事業活動の維持及び持続的な発展を図るため、一定要件を満たした事業所などに補助金を交付するなどし、地域産業の活性化や移住・定住の促進、新たな雇用の創出につなげる。

- ③本村は、商店の魅力づくりや経営基盤の強化のために、地域事業者への支援として人材育成・経営改善指導等を行い、事業・生活資金の斡旋や地域振興策の推進（特産品開発、地域情報発信）、経営労務・創業支援、地域事業者間での連携を実施するなど、十津川村商工会と連携し、経営の安定化を図る。
- ④本村は、村の林業の6次産業化の推進のために、森林の保全、環境に配慮した林業の推進、十津川産材の安定的な生産・供給やブランド化、担い手の確保・育成など、十津川村森林組合などの関係者と連携し、協働活動組織の活性化を図る。
- ⑤本村は、観光客・周知度の増進のために、観光プロモーションの推進や観光イベントの実施、ホームページ等による情報の発信、インバウンドを想定した観光整備など、十津川村観光協会と連携し、旅館・観光業の安定化を図る。
- ⑥本村は、農林産物の地産地消の推進のために、生産者等に生産から販売までの支援や就農者の確保・育成、農業生産基盤の整備、生産性の高い農業の形成、農地の保全と有効利用、有害鳥獣対策の支援等、農業協同組合（JA）と連携し、農業事業の向上につなげる。
- ⑦本村は、水産物の地産地消の推進を進めていくために、生産者等に生産から販売までの支援や後継者の確保・育成、効率的かつ安定した漁業経営の指導など、十津川村漁業協同組合と連携し、衰退しつつある漁業事業の活性化につなげる。

（2）奈良県

- ①十津川村全域が半島振興対策実施地域になっており、対象業種の設備投資に対する地方税を軽減し、事業の継続、拡張を支援する。
- ②地域未来投資促進法に基づき、知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に沿って行う事業のうち、国が先進性を確認した事業について、不動産取得税等の税制優遇が適用。
- ③県では、工場や研究所等を設置した企業が設備投資や新規常用雇用等の一定要件を満たした場合、補助金を交付することで立地企業のイニシャルコストを軽減。
- ④県では、増加する外国人観光客の滞在時間の快適性及び観光地の魅力向上などを図るため、外国人観光客の受入環境整備の強化や多様な宿泊施設の創・開業、既存宿泊施設の改修などに向けた支援を下記のとおり行っている。
- ・県内で宿泊施設を創業する方のための「創業支援資金」（宿泊施設認定枠）
 - ・県内で宿泊施設事業に進出する方又は県内の既存宿泊施設事業者で、新たに宿泊施設を開業する方のための「宿泊施設開業支援資金」
 - ・県内の宿泊施設の増築・改築又は設備の設置を行おうとする県内の既存宿泊施設事業者の方のための「宿泊施設増改築・設備整備支援資金」
 - ・外国人観光客の受け入れ環境整備のための「宿泊施設バリアフリー化促進」「宿泊施設インバウンド対応」の補助金交付

(3) 十津川村商工会

商店の魅力づくりや経営基盤の強化のために、地域事業者への支援として人材育成・経営改善指導等を行い、事業・生活資金の斡旋や地域振興策の推進（特産品開発、地域情報発信）、経営労務・創業支援、地域事業者間での連携を実施するなど、経営の安定化を図る。

(4) 十津川村森林組合

村の林業の6次産業化の推進のために、十津川産材の安定的な生産・供給やブランド化、担い手の確保・育成などを行うことで、協働活動組織の活性化を図る。

(5) 十津川村観光協会

観光客・周知度の増進のために、観光プロモーションの推進や観光イベントの実施、ホームページ等による情報の発信、インバウンドを想定した観光整備等を行うことで、旅館・観光業の安定化を図る。

(6) 農業協同組合（JA）

農林産物の地産地消の推進を進めていくために、生産者等に生産から販売までの支援や就農者の確保・育成、農業生産基盤の整備、生産性の高い農業の形成、農地の保全と有効利用、有害鳥獣対策の支援等を行うことで、農業事業の向上につなげる。

(7) 漁業協同組合

水産物の地産地消の推進を進めていくために、生産者等に生産から販売までの支援や後継者の確保・育成等を行うことで、衰退しつつある漁業事業の活性化につなげる。

7 計画の目標

(1) 設備投資の活発化・雇用に関する目標（令和2年度～令和6年度）

業種	新規設備投資件数	新規雇用者数
商工業(製造業を含む)	2件	6人
観光(旅館業を含む)	2件	6人
農林水産業(農林水産物等販売業)	4件	12人
情報通信業(情報サービス業等)	2件	6人

(2) 人口に関する目標（令和6年度）

人口（社会増減数）	±0人
-----------	-----

(3) 事業者向け周知に関する目標（毎年度）

説明会の実施	事業者を対象とした説明会について、商工会と連携し、年1回開催する。
広報媒体等による情報発信	村のホームページや村報を通じて、半島税制に関する記事を掲載し周知啓発を行う。 特にホームページでは、半島税制関連ページのアクセス数500件以上を目指し、村報には年2回掲載する。
事業者への直接周知	総務課の窓口に、半島税制に関する周知資料を常設し、窓口に来られた事業者には、口頭による制度説明を行った上でチラシ10部とパンフレット2部を提供する。

8 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する施策等については、十津川村総合計画等においておこなわれる評価、進行管理を基礎とし、P D C Aサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行う。

効果検証の結果については、次年度の施策等に反映させるものとする。

9 参考データ等

【人口】

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 4,854	% △6.7	人 4,390	% △ 9.6	人 4,107	% △6.4	人 3,508	% △14.6
0歳～14歳	621	△12.4	486	△21.7	379	△22.0	287	△24.3
15歳～64歳	2,565	△15.3	2,240	△12.7	2,153	△3.9	1,812	△15.8
うち15歳～29歳(a)	585	△12.6	547	△6.5	545	△0.4	476	△12.7
65歳以上(b)	1,668	13.9	1,664	△0.2	1,575	△5.3	1,409	△10.5
(a)/総数 若年者比率	% 12.1	—	% 12.5	—	% 13.3	—	% 13.6	—
(b)/総数 高齢者比率	% 34.4	—	% 37.9	—	% 38.3	—	% 40.2	—

(国勢調査)

【労働人口の比率】

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 1,870	% △12.3	人 1,731	% △7.4	人 1,695	% △2.1	人 1,415	% △1.7
第 1 次産業	%	—	%	—	%	—	%	—
就業人口比率	8.3	—	6.7	—	10.1	—	7.4	—
第 2 次産業	%	—	%	—	%	—	%	—
就業人口比率	26.3	—	21.5	—	24.2	—	21.1	—
第 3 次産業	%	—	%	—	%	—	%	—
就業人口比率	65.4	—	71.8	—	65.7	—	71.5	—

(国勢調査)

【第 1 次産業における労働人口の変遷】

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
農 業	人 30	% △62.1	人 25	% △ 16.7	人 50	% 200.0	人 30	% △40.0
林 業	人 121	% △35.0	人 88	% △27.3	人 117	% 32.9	人 71	% △39.3
漁 業	人 5	% 40.0	人 3	% △40.0	人 2	% △33.4	人 4	% 200.0

(国勢調査)

【農林水産業の従事者数の推移】

(単位：人)

	農 業	林 業	水産業
平成 12 年度	30	121	5
平成 17 年度	25	88	3
平成 22 年度	50	117	2
平成 27 年度	30	71	4

(国勢調査)

【製造業の業種別内訳】

(単位：人)

	食料品	林業 木造製品	金属製品	繊維製品	その他	小計
平成26年度	9	30	1	0	1	41
平成27年度	9	32	2	0	1	44
平成28年度	8	27	0	0	7	42
平成29年度	8	24	0	0	3	35
平成30年度	9	24	0	0	2	35

(商工会調べ)

【製造業の推移（従事者4人以上の事業所）】

	事業所（箇所）	従事者（人）	製造品出荷額等（万円）
平成24年度	5	40	130,877
平成25年度	4	27	153,847
平成26年度	4	25	132,158
平成28年度	3	28	92,079
平成30年度	3	39	83,285

(工業統計調査)

【宿泊業の事業所数等】

	事業所（箇所）	従業者数（人）	1事業所当たり従業者数(人)
平成21年度	33	197	5.9
平成24年度	29	184	6.3
平成26年度	32	169	5.2
平成27年度	30	162	5.4

(経済センサス基礎調査活動調査)

【観光入込客数・宿泊客数】

(単位：千人)

	観光入込客数	宿泊客数
平成26年度	754	44

平成27年度	782	50
平成28年度	783	48
平成29年度	743	41
平成30年度	738	38

(村政報告書)

【情報通信業】

	事業所(箇所)	従事者(人)
平成21年度	3	7
平成24年度	2	5
平成27年度	2	4

(経済センサス基礎調査)